

歩を茨木左太夫に賜はり、六月十六日普請會所より打渡有之。これより茨木氏の邸地となり、代々居住の處、明治廢藩置縣の後、其の地を賣却して退去し、今は町名に其の名を稱するのみとなれり。

○茨木源五左衛門長好傳

茨木氏は本姓藤原、初め齋藤と稱す。元祖齋藤源助、藩祖高徳公に奉仕す。其の子勘平は、慶長四年二月高徳公より二百俵を賜はり、同九年閏八月瑞龍公より二百石を賜ひ、後姓名を改め、茨木助右衛門と稱し、小姓組と成り、元和元年の大坂夏陣に二、丸に於て敵首を獲たり。其の子源五左衛門長好は、實は吉田孫兵衛の孫數馬守政の四男也。幼名左太夫、後小刑部又は刑部と稱し、右衛門と改め、晩年源五左衛門と稱す。慶長四年微妙公の兒小姓と成り、同五年九月公の人質となりて丹羽氏の居城小松に移り給ふ時、彼の地に供奉したる小姓十五人の一人なり。同十年十月瑞龍公新知百石を賜はり、後微妙公の御意を以て茨木助右衛門の養子と成り、養家を繼ぎて、度々加恩せられ、寛永五年二千五百五十石を領知し、慶安元年馬廻組頭と成り、

寺社奉行を兼ねたり。寛文七年二月七十三歳にて致任し、剃髮して老名を宗入と稱し、同十一年三月朔日歿す。享年七十七歳。按ずるに、源五左衛門も、小刑部といひし時、元和元年大坂夏陣に兒小姓にて供奉し、玉造口にて鐵炮疵を蒙りたり。歸陣後穿鑿に付、父子高名書如左。

今度大坂表玉作口二之丸東之門へはやく付働申候。則岸主計・瀬川藏人・伴無理兵衛・私四人より先へ門に付申者は無御座候。私様子、門下に而片岡三右衛門も被存知候。右之者共働申内に、人多罷成候處に、はうろく火矢を出し申候へ共、四・五人も門下に相殘申候。中にも岸主計・伴無理兵衛、私相こたえ居申候通可被存候間、御尋可被成候。其の後右之門よりどへい下にて高名仕、手おひ申候。此通加須屋式部・吉田一角・橋爪半兵衛兩三人被存知候。此等の趣御尋可被成候。以上。

八月十二日

茨木助右衛門長 判

横山大膳殿

今度大坂表玉作口二之丸東の門より前に、材木つみおき有之所にて、四・五人も居申候。我等も其内にて御座候。則岸

主計・小倉兵部兩人に詞を合申候。右之衆と一度に東之門へ付寄、私儀は二・三間も門之前にてすねを鐵炮に被討有之所に、又小倉兵部見被申、則是まではやく付申通詞を合申候へば、つゞいて浦上治部被罷越、我等すねかなひ不申儀見被申候て、無理にのけ被申候。此等之趣、右之衆へ被成御尋可被下候。以上。

八月十二日

茨木小刑部 判

横山大膳殿

異本微妙公夜話録に云ふ。或時中納言様本阿彌光悦に御意には、いまだ仕置に出かしたる事なし。一つならでは無之、森權太夫と茨木源五左衛門を寺社奉行にしたり。是は出かしたるかと思召也。光悦畏り、如何の御事に御座候哉と申上げ候。御意には、兩人ながらねばきものなり。殊の外物の埒明かさるもの也。出家中公事に出で、右の者共ねりこみ埒明かず故、またいそぐ事でもなし。是ゆゑ難儀がりて、永引きせんなしと、申分に出づる者なしと御意被遊候。とあり。按ずるに、森權太夫の寺社奉行被命年月、彼の家にも不詳。卯辰八幡舊神職厚見氏の留帳に載せたる

承應三年十二月の書札には、岡島市郎兵衛・葛卷藏人・茨木右衛門・山森吉兵衛四人の連署あれども、承應三年十二月の書札には、岡島市郎兵衛・葛卷藏人・茨木右衛門・山森吉兵衛の四人なり。茨木右衛門の源五左衛門と改名せしは、寛文元年の頃にて微妙公薨逝の後なり。彼の光悦への御意よりは、尤御戲言なるべし。

○小鳥小屋

元祿三年の火災記に、牛右衛門橋町・鱗町・水溜町・小鳥屋町と並び載せたり。同九年の地子町肝煎裁許には、犀川小鳥屋町とありて、淺野川掛作より材木町への入口にも小鳥屋町あり。故に此なる町名をば犀川小鳥屋町と呼べるなるべし。むかし鳥屋の居たるにより、町名と成りたりけん。此の町名今は小鳥屋小路と呼べり。油車より新堅町へ出づる小路なり。但し明治四年四月戸籍編成に付き町名改革の時、其の稱を廢し油車とせり。

○小鳥飼役事略